

証券モニタリングに関する基本指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>目次</p> <p>I～III (略) (新設)</p> <p><u>IV～VI</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>I (略)</p> <p>II 検査の手順等</p> <p>1. 臨店検査</p> <p>(1) 検査命令書等の提示及び説明事項 イ. 主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者 に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、 以下の事項について説明を行うものとする。 ①～⑥ (略) ⑦ 必要な提出資料の提示 (VI 2. 「提出資料一覧」参 照) ⑧ (略) ロ. (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>目次</p> <p>I～III (略)</p> <p><u>IV 英語による提出書類の作成等に関する特例</u></p> <p><u>V～VII</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>I (略)</p> <p>II 検査の手順等</p> <p>1. 臨店検査</p> <p>(1) 検査命令書等の提示及び説明事項 イ. 主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者 に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、 以下の事項について説明を行うものとする。 ①～⑥ (略) ⑦ 必要な提出資料の提示 (VII 2. 「提出資料一覧」参 照) ⑧ (略) ロ. (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>2. (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅲ (略)</p> <p>Ⅳ <u>英語による提出書類の作成等に関する特例</u></p> <p><u>金融商品取引業等に関する内閣府令第三百五十条第一項及び第二項の規定に基づき、金融庁長官が定めるものを定める件(令和3年金融庁告示第1号)第2条第1項第1号の規定の適用を受けて金商法第29条の登録又は同法第31条第4項の変更登録を受けた者は、次に掲げる書類(③から⑤までの書類は、当該書類において指定する記載欄)について、英語で作成(記載)し、提出することができる。この場合においては、①から⑧までに掲げる書類は、当該書類の様式に準じて英語で作成(記載)するものとする。</u></p> <p>① <u>第三者非開示承諾書 別紙様式2</u></p> <p>② <u>検査関係情報開示承諾申請書 別紙様式3-1、3-2</u></p> <p>③ <u>整理票「事実関係に対する認識」欄 別紙様式4</u></p> <p>④ <u>質問票「質問事項に対する回答」欄 別紙様式5</u></p> <p>⑤ <u>モニタリング確認票「モニタリング評価に対する認識」欄 別紙様式6</u></p> <p>⑥ <u>意見申出書 別紙様式8</u></p> <p>⑦ <u>意見申出書の取下げについて 別紙様式9</u></p> <p>⑧ <u>検査モニター【アンケート方式】 別紙様式11</u></p> <p>⑨ <u>臨店当初等に依頼することとなる必要な提出資料(Ⅶ2.「提出資料一覧」参照)</u></p> <p><u>なお、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、上記の登録又は変更登録を受けた者に対し、上記の書類又は記載欄の全部若しくは一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができるものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>IV</u> (略)</p> <p><u>V</u> 施行日</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>VI</u> (略)</p>	<p><u>V</u> (略)</p> <p><u>VI</u> 施行日</p> <p>(略)</p> <p><u>(改正)</u></p> <p><u>本指針は、令和3年1月12日から適用する。</u></p> <p><u>VII</u> (略)</p>